

## 《確定申告で医療費控除を受けられる方へ》

「医療費のお知らせ」が医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

1月から11月診療分の「医療費のお知らせ」は、確定申告の時期までに送付致します。

2017年度税制改正により、2017年分の確定申告から、医療費控除の申告手続きをする際、従来の「領収書等」の添付から「医療費控除の明細書」を作成・添付する方式に変わりました。

この「医療費控除の明細書」として、当組合が発行する「医療費のお知らせ」を添付することで、お知らせ記載分の医療費については明細書への記入を省略することができます。

確定申告に利用される方は、「医療費のお知らせ」を**必ず保管**していただくようお願いいたします。(確定申告の時期は、毎年2月中旬～3月中旬)

医療機関の受診内容は、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金）の審査を経て当組合に到着するため、当組合が受診内容を把握するのは診療月の翌々月以降となります。そのため、12月診療分の医療費のお知らせは確定申告には間に合わず、ご案内することができません。(下表「医療費のお知らせ」の発行時期参照)

よって、毎年12月診療分の医療費に関しましては、**必ず領収書を保管し、ご自身で「医療費控除の明細書」に記入した上で申請していただくようお願いいたします。**

### ■「医療費のお知らせ」の発行時期

診療月	お手元に届く時期の目安	診療月	お手元に届く時期の目安
1月～4月	7/末	9月～11月	2/初
5月～8月	11/末	12月	なし

### ■「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費の申告について

12月分の医療費や保険診療外の医療費、交通費、医薬品の購入費など、「医療費のお知らせ」に記載されていない費用を医療費控除として申告する場合は、それぞれの領収書に基づいて「医療費控除の明細書」に記入して申告してください。

### ■領収書の保管

「医療費のお知らせ」は医療費控除に活用できますが、医療費の領収書は破棄せず、大切に保管しましょう。

#### ◎確定申告書に「医療費のお知らせ」を添付した場合

医療費の領収書は提示を求められませんが、確定申告の照合書類として領収書はすべて保存しておくことをお勧めします。

#### ◎確定申告書に領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付した場合

確定申告期限から5年間保存する必要があります。(税務署から領収書の提示・提出を求められる可能性があります)

### ■「医療費のお知らせ」を紛失された方へ

「医療費のお知らせ」を紛失し、再発行を希望される場合は、当組合までご連絡ください。再発行いたします。